

○厚生労働省令第三十九号
 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（調整対象収入額の算定方法）</p> <p>第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、<u>四万四千六百六十四円三十九銭</u>を超える場合は<u>四万四千六百六十四円三十九銭</u>とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数（以下「平均被保険者数」という。）を乗じて得た額</p> <p>調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 $\times 0.3820 + 577円 1 銭$ 当該市町村の平均被保険者数</p>	<p>（調整対象収入額の算定方法）</p> <p>第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、<u>四万八千六百四十四円十五銭</u>を超える場合は<u>四万八千六百四十四円十五銭</u>とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数（以下「平均被保険者数」という。）を乗じて得た額</p> <p>調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 $\times 0.3820 + 673円 74 銭$ 当該市町村の平均被保険者数</p>

附則

(平成二十年度から平成二十九年年度までの各年度における別表第一に定める率の特例)

第四条 平成二十年度から平成二十九年年度までの各年度においては、法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものに對する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、「一」、「一」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

(平成二十九年年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割額及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例)

第六条 平成二十九年年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該市町村の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「第一項第一号イ中「四万四千六百六十四円三十九銭」とあるのは「四万四千三百六十五円二十銭」と「0.3820」とあるのは「0.3787」及び「577円1銭」とあるのは「658円8銭」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該市町村の基礎賦課基準応益割額」と「当該市町村の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「第一項第一号ロ中「〇・〇八七二五」とあるのは「〇・〇八四七三」と「0.000000743」とあるのは「0.000000716」と「0.001974」とあるのは「0.002102」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該市町村の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万三千八百六十六円」とあるのは「一万三千三百三十九円九十一銭」と「〇・〇二二四三二二〇〇」とあるのは「〇・〇二二七一六四〇八三九九」と「1.386円」とあるのは「1.339円91銭」と「0.022143472100」とあるのは「0.021716408399」とし、同条第四項中「一万四千四百七十一銭」とあるのは「一万三千四百八十二円九十九銭」と「〇・〇一九五七二八五二七五」とあるのは「〇・〇一九八四五六一六三三二二」と「14.047円71銭」とあるのは「13.482円99銭」と「0.019572855275」とあるのは「0.019845616322」とする。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二十九年年度分の調整交付金から適用する。
(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)
2 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成三十年厚生労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち表改正前欄中第五条第一項第一号イ中「四万八千六百四十四円十五銭」を「四万四千六百六十四円三十九銭」に、「673円74銭」を「577円1銭」に、「同号ロ中「〇・〇九六九七六」を「〇・〇八七七二五」に、「0.000000756」を「0.000000743」に、「0.002040」を「0.001974」に、「同項第二号イ中「一万三千三百八十六円」を「一万三千三百八十六円」に、「同号ロ中「〇・〇二二四三二二〇〇」を「〇・〇二二四三二二〇〇」に、「同項第三号イ中「一万三千三百三十一円五十八銭」を「一万四千四十七円七十一銭」に、「同号ロ中「〇・〇一八七九四八七五〇」を「〇・〇一九五七二八五二七五」に改め、同表改正後欄中第五条第一項第二号イ中「四万八千六百四十四円十五銭」を「四万四千六百六十四円三十九銭」に、「673円74銭」を「577円1銭」に、「同号ロ中「〇・〇九六九七六」を「〇・〇八七七二五」に、「0.000000756」を「0.000000743」に、「0.002040」を「0.001974」に、「同項第二号イ中「一万三千三百八十六円」を「一万三千三百八十六円」に、「同号ロ中「〇・〇二二四三二二〇〇」を「〇・〇二二四三二二〇〇」に、「同項第三号イ中「一万三千三百三十一円五十八銭」を「一万四千四十七円七十一銭」に、「同号ロ中「〇・〇一八七九四八七五〇」を「〇・〇一九五七二八五二七五」に改める。

附則

(平成二十年度から平成二十八年度までの各年度における別表第一に定める率の特例)

第四条 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度においては、別表第一当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものである場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、「一」、「一」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」と読み替えて適用するものとする。

(平成二十八年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割額及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例)

第六条 平成二十八年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該市町村の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「第一項第一号イ中「四万八千六百四十四円十五銭」とあるのは「四万九千七百三十二円二十七銭」と「0.3820」とあるのは「0.3946」及び「673円74銭」とあるのは「79円5銭」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該市町村の基礎賦課基準応益割額」と「当該市町村の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「第一項第一号ロ中「〇・〇九六九七六」とあるのは「〇・〇九八四〇一」と「0.000000756」とあるのは「0.000000767」と「0.002040」とあるのは「0.002083」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該市町村の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万六千六百四十五銭」とあるのは「一万七千七百六十九円五十四銭」と「〇・〇三三三三三三三三三三三三三三三」とあるのは「〇・〇三三三三三三三三三三三三三三三」と「11.606円45銭」とあるのは「11.769円54銭」と「0.023123714452」とあるのは「0.022722270605」とし、同条第四項中「一万三千三百三十一円五十八銭」とあるのは「一万二千八百六十円二十四銭」と「〇・〇一八七九四八七五〇」とあるのは「〇・〇一九四五四三三三〇〇〇」と「13.331円58銭」とあるのは「12.860円24銭」と「0.018794985750」とあるのは「0.019454353000」とする。